

知ろう・防ごう

高齢者への虐待

～虐待のない地域を目指して～



高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応、継続的な支援には地域の方々の協力が不可欠です。この冊子は、地域住民の方々をはじめ、さまざまな方に高齢者虐待についての正しい知識をお持ちいただき、高齢者の権利擁護について考えていただくことを目的に作成しました。虐待のない地域にするために、ともに取り組んでいきましょう。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(略称：「高齢者虐待防止・養護者支援法」)

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することにより、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成 18 年に施行された法律です。



「高齢者虐待」とは？



自分の人生を自分自身で決め、人生の最期までその人らしく尊厳を持って生活することは、誰もがもつ当然の権利です。**高齢者虐待**は、高齢者の健全な生活を脅かす行為であり、高齢者に対する重大な**権利侵害**です。

「**高齢者虐待防止・養護者支援法**」では、**高齢者虐待**を



高齢者（65歳以上の人）をお世話する家族や親族、同居人等（養護者）によって行われる虐待



介護保険サービスや施設の職員等（養介護施設従事者等）によって行われる虐待

の**2つ**に分けて定義しています。

※65歳未満の人には法は適用されませんが、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の人に対する虐待と変わらないため、65歳未満の人に対する虐待についても対応していくことが重要と考えられています。

このリーフレットでは、主に「養護者による虐待」について取り上げています。

高齢者虐待の行為を**5つ**に分類しています。



身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
暴力行為などで身体に傷やアザ、痛みを与えることはもちろん、外部との接触を意図的・継続的に遮断することなども含まれます。

例えば

- 平手打ちをする。
- つねる、殴る、蹴る。
- やけどを負わせる。
- 打撲を負わせる。
- 食べ物を無理やり口にに入れる。
- 意図的に薬を過剰に服用させる。
- ベッドに縛り付ける。 など



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置など養護を著しく怠ること
意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている養護者がそれを放棄、又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的な状態を悪化させることです。

例えば

- 水分や食事を十分に与えず、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にする。
- 入浴させないことで異臭がする。
- 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
- 室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。
- 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応な理由なく制限したり使わせない。 など



心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的・情緒的に苦痛を与えることです。

例えば

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 侮辱を込めて子どものように扱う。
- 排泄の失敗などを嘲笑したり、そのことを人前で話して恥をかかせる。
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 など



性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的な行為や、それらを強要することです。

例えば

- キスや性器などへの接触。
- セックスの強要。
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 など



経済的虐待

養護者又は親族が、高齢者の財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること
本人の合意無しに財産や金銭を使用することはもちろん、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限することもあります。

例えば

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- 年金や預貯金を高齢者の意志や利益に反して使用する。
- 高齢者の所有する不動産を無断で売却する、借金の担保にする。 など



「高齢者虐待」はなぜ起こるの？

高齢者虐待はさまざま要因が絡み合って起こるものです。



●介護（養護）の負担感の急激な増大

高齢者が要介護状態になって介護が必要になった場合や、日常生活機能が著しく低下したり介護が長期化してきた場合、あるいは介護してきた家族が亡くなったり、その他の親族の協力が得られなくなって一人で介護しなければならなくなった場合に、養護者の介護疲れやストレスが増大し、負担感が限界に達したときに虐待につながる可能性があります。

●高齢者及び養護者の病気や身体機能の低下

高齢者の認知症の発症や悪化、著しい身体機能の低下が、虐待の引き金になることがあります。また、養護者が心身の疾病などにより精神的に不安定な場合に、介護負担とあいまって虐待につながる可能性があります。

●経済的困窮や将来不安など家族の生活の不安定化

養護者の失業や収入が不安定な状況が長期化、あるいは多額の借金による生活苦などの経済的困窮が、とりわけ経済的虐待につながる可能性があります。また、養護者自身の健康問題などから将来不安を募らせる中で、虐待に至ることもあります。

●高齢者と養護者の人間関係や過去の経緯

養護者の高齢者に対する恨みなど、高齢者と養護者との人間関係が悪い場合や、養護者が高齢者を受容できない過去の経緯が虐待の発端となっていることがあります。

●暴力の世代間の連鎖や力関係の変化

家庭環境の中に常に暴力が存在してきた場合には、高齢者に対してもためらうことなく暴力を振るうことになりかねません。特に、養護者が高齢者から暴力を振るわれて育ってきた場合には、高齢者の心身機能の低下とともに力関係が逆転し、高齢者への恨みが虐待となって表れる場合もあります。



虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状がある

～高齢者虐待と認知症～

虐待を受けている高齢者の多くに何らかの認知症の症状が見られると言われています。

認知症による言動の混乱によって、介護者は大きなストレスを抱えることになります。

介護者に認知症に対する正しい理解がない場合、認知症による言動の混乱を「わざと困らせている」、「何度言っても、言うことをきかない」などと思ってしまう、虐待につながってしまうこともあります。

認知症への "正しい理解"が必要です

認知症は脳の障害によって起こります。認知症そのものは治すことはできませんが、周囲の方が認知症に関する正しい知識をもつことで、認知症の症状に落ち着いて対処しやすくなります。認知症を正しく理解し、うまくお付き合いしていくことが大切です。また周囲の方は、介護の大変さを理解し、必要に応じて介護者を支援する関わりが必要になります。

介護形態の多様化

核家族化の進展等、介護に関わる家族の人数が少なくなってくると、一人の介護者にかかる負担も大きなものになります。

「老老介護」、「男性介護」、「単身介護」、「遠距離介護」、「ダブルケア（介護と子育てが同時期にやってくる）」等といった言葉が示すように、在宅介護の形態も多様化しており、介護者それぞれが抱える負担もさまざまです。

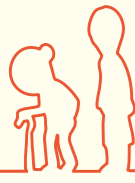
老老介護の場合、介護者自身が病気を抱えていることも少なくありません。また、介護者が男性の場合、家事に不慣れなどの他に、介護によって離職や転職を余儀なくされ、経済的な困難を抱えるといったこともあります。また男性介護者の特徴として、地域との関係が薄かったり、介護を他人に頼ろうとせず、孤立した介護に追い込まれるなどの問題も指摘されています。

このように、高齢者虐待が起こる理由には、高齢者や養護者自身が抱えている問題だけでなく、社会環境等も要因になることがあります。

高齢者虐待は決して他人事ではありません。

特定の人や家族に限って起こる問題ではなく、どの家庭でも起こりうる身近な問題として理解しておく必要があります。





虐待のサインを見逃さない

あなたの“気づき”が
高齢者や家族をまもるきっかけになります



高齢者虐待では、虐待している養護者にその認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者も訴えにくい状況があるため、発見が困難な傾向があります。また周囲の人が虐待を見聞きしても、「虐待かどうかわからないし、まちがっているかも…」、「これからの近所付き合いもあるし…」といった理由で連絡をためらうなど、支援が遅れてしまうことがあります。

虐待が深刻な事態を招かないためにも、虐待のサインに気付くよう心がけていただくことが重要です。

高齢者虐待が疑われるサインの例には次のようなものがあります。

しかし、これらはあくまで例示であり、これ以外にも様々なサインがあることを認識しておく必要があります。



■高齢者虐待発見のサイン例■

(※参考：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」)

身体的虐待のサイン

- 身体に小さなキズが頻繁に見られる。
- 太腿の内側や上腕部の内側、背中などにキズやみみずばれが見られる。
- 回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
- 頭、顔、頭皮等にキズがある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- キズやあざの説明のつじつまがあわない。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。



心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 身体を委縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる。
- 自傷行為が見られる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。



性的虐待のサイン

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血やキズが見られる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常的生活行動に不自然な変化が見られる。

経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入等があることは明白なのに、もかかわらず、お金がないと訴える。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。



ネグレクト(介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢)のサイン

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりのじょくそう(褥創) ができてきている。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。



「虐待かな？」と思ったら・・・

(参考)

セルフネグレクト (自己放任)のサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
- 配食サービス等の食事がとられていない。
- 薬や届けた物が放置されている。
- ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。



地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

養護者の態度にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

少しでも「何だかおかしいな…」「もしかしたら虐待かな」と思ったら、ひとりで抱え込まないで、相談窓口にご相談ください。

※挟み込みの「相談窓口一覧」をご覧ください。



「私が連絡した」とわかってしまわないでしょうか…?

【通報者の個人情報保護】

通報、連絡、相談を受けた側には守秘義務がありますので、誰からの連絡があったのかわからないように対応します。相談、通報者の個人情報は保護されますので、心配せずにご連絡ください。



ご連絡をいただいた方が誰なのかが相手方に伝わることはありません。誰からの通報・相談が分からないように対応していきます。

「虐待である」という証拠がなくても「虐待のおそれがある」段階でご相談ください。結果的に虐待でなくても、罰せられるというようなことはありません。安心してご連絡ください。

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、養護者に虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人に対して次のとおり通報の義務(第7条)を定めています。

- **通報義務**……………「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」
- **通報努力義務**…「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」

養護者による高齢者虐待・養護者支援に関する相談窓口



- お住まいの区役所・支所健康長寿推進課
- お住まいのエリアを担当する高齢サポート(地域包括支援センター)
- 京都市長寿すこやかセンター

※挟み込みの一覧をご覧ください。



養護者への支援

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」という名称のとおり、養護者も支援する必要があるのが高齢者虐待です。

「高齢者が被害者」、「養護者が加害者」という一方的な見方や判断は避けなければなりません。

養護者こそが支援を必要としている場合もあります。高齢者だけでなく、養護者や家族全体を支援していくという姿勢で臨むことが重要です。

養護者への支援



♥ 介護負担・ストレスの軽減

～介護を一人で抱え込んでいませんか？～

適切な介護サービスなどを利用し、認知症に対する理解を深めていくなど、養護者の介護負担の軽減を図ることが大切です。また、養護者以外の家族や親族に対して理解や協力を求めることも必要です。

♥ 相談援助と情報提供

～誰かに相談できていますか？～

介護サービスをはじめ地域にある社会資源に関する情報提供を行い、それらの適切な利用を勧めていくことが求められます。養護者の心身にケアの提供が必要な場合は、心理面での悩みを解消するためカウンセリングを勧めたり、医療機関への相談や通院を勧めることも必要です。



♥ 介護技術や認知症に対する正しい理解

～他の人の意見やアドバイスを聞いてみませんか？～

養護者が、介護者や認知症に対する正しい知識や技術を習得できるように、各種講座や当事者の会等への参加を働きかけることが必要です。



♥ 養護者の交流とリフレッシュ

～時には介護から離れる時間を持っていますか？
同じ介護者同士で悩みをわかちあってみませんか？～

養護者が、高齢者を介護している者同士で情報交換をしたり、一時的に介護から離れて心身のリフレッシュを図ることを目的とした介護者の交流会や、当事者の会等に参加していただくことが大切です。同じ悩みを持った人と話したり、お互いの経験を語り合うことで、介護ストレスの軽減につながります。

「認知症の人の介護家族交流会」

京都市長寿すこやかセンターでは、認知症の方を介護されている方を対象に、介護者同士の交流を通じて、認知症に対する理解を深めるとともに、介護方法の知恵を出し合うことを目的に交流会を実施しています。

★また、公益社団法人「認知症の人と家族の会」や地域の介護者家族の会、男性介護者の会等においても交流会が開催されています。

♥ 生活の安定化

養護者の経済的な困窮が、とりわけ経済的虐待の要因となる傾向があります。各種の減免制度や生活保護等の活用により、生活の安定が得られるように支援していく必要があります。

また、債務整理や自己破産等の経済的な問題については、法律相談等を利用して専門的な助言を得ることも可能です。

各種機関、団体等が無料法律相談を実施しています
(市内の主な法律相談実施機関)

- 京都市長寿すこやかセンター ●京都弁護士会
- 京都司法書士会 ●各区役所・支所

★京都市長寿すこやかセンターでは、各介護者の会や法律相談等に関する情報提供、その他介護に関する相談に応じています。まずは、お問合せください。

※裏面をご覧ください。



★高齢者虐待は、養護者も支援を必要としているという視点が必要です。



養護者による高齢者虐待・養護者支援に関する相談窓口

- お住まいの区役所・支所健康長寿推進課
- お住まいのエリアを担当する高齢サポート（地域包括支援センター）
- 京都市長寿すこやかセンター

※挟み込みの一覧をご覧ください。



養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談窓口

- 京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課

☎ 213-5871



京都市長寿すこやかセンター

京都市長寿すこやかセンターは、認知症やその他介護に関すること等、高齢者に関する相談や事業を実施しています。医師や弁護士等による専門相談も実施しています。

- ♥高齢者の権利擁護に関すること ☎ 354-8110 (高齢者 110 番)
 - ♥成年後見制度に関すること ☎ 354-8815 (成年後見支援センター)
 - ♥その他、介護等に関すること ☎ 354-8741
- FAX 354-8742

【相談受付時間】 午前 9 時～午後 5 時

【休 所 日】 毎月第 3 火曜日（祝日の場合は翌日）、
年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）

高齢の方ご自身のこと、また介護のこと等で悩んでおられる方、また周りに
そういった方がおられましたら、ぜひご相談・ご紹介ください。

